

第1回 政策企画会議 会議概要

開催日	2025年5月19日（月曜日）
議 題	（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定の解除に係る議案の提出について
担当部署	企画部資産管理活用課

事案の概要

○（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定（以下「協定」という。）の解除について、協議結果を確認する。

○中野区議会第2回定例会に協定の解除に係る議案を提出するに当たり、協定解除に係る覚書の内容、条件等について確認する。

（確認事項）

- ・ 協定解除に係る他地権者、施行予定者との協議結果
- ・ 協定解除に係る覚書の内容、条件等

今後の方向性・結論

○ 上記確認事項について了承する。

(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の
事業推進に関する基本協定書の解除に係る議案の提出について

以下のとおり、令和4年12月20日付けで締結した(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定書(以下「協定」という。)の解除に係る議案を中野区議会に提出するので、報告する。

1 提出時期

令和7年中野区議会第2回定例会

2 協定解除の内容及び条件

(1) 合意解除

ア (仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定書の解除に係る覚書(以下「覚書」という。)締結をもって、協定第21条第1項に基づき、協定を合意解除するものとする。

イ 協定の解除に伴い、協定に基づく照会手続及びこれに対する回答並びに協議、調整事項等(以下「旧協議事項等」という。)が効力を失うことを確認する。

ウ 今後の中野四丁目新北口駅前地区における第一種市街地再開発事業について、区及び他地権者が、旧協議事項等によらずに、新たに、事業を推進することを確認する。

(2) 費用負担等

協定第21条第5項本文及び同条第6項本文に基づき、協定が解除される日までに要した費用等は各自が負担し、相手方その他関係権利者に対し損害賠償請求等を行わないものとする。

(3) 債権債務

協定に関し、覚書に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(4) 秘密保持義務

協定第19条の規定については、協定の解除後においても、引き続き有効に存続するものとする。

(5) 著作権等の帰属

協定第23条の規定については、協定の解除後においても、引き続き有効に存続するものとする。

(6) 協議事項

別途締結する覚書に定めのない事項又は覚書に関して疑義が生じた事項については、誠意をもって協議して解決する。

3 今後の予定

令和7年6月

議案提出

※覚書を全地権者及び施行予定者と締結し、協定を解除するものとする。